

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(2) 人道救援物資備蓄経費	本省	—	142	119	▲22	—
事案の概要	国際連合等から国際連合平和維持活動等に係る物資協力要請を受けた際、迅速に供与できるよう、あらかじめ人道救援物資を調達・備蓄するための経費である。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 救援物資の早期調達

備蓄救援物資が著しく減少している状態は、物資協力の実施に支障を生じかねないため、極力早期に解消すべきであり、

(1) 円滑な物資協力を実現する観点から要請元の国際機関が求める基準に即したものとなっている必要があるところ、この基準に適合する市場流通品が存在している救援物資については、調達に日数を要する完全受注生産品によらず、市場流通品を活用して調達期間の短縮を図るべき。

(2) 救援物資の調達に当たっては、一般競争入札を原則的な方法としつつも、例えば、備蓄が一定数量を下回り、物資協力の著しい支障が認められる場合などに限定した緊急随契の採用の検討など、早期調達方法について不断の見直しを行うべき。

2. 救援物資の相互融通

(1) 既に、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(以下「PKO法」という。)には国以外の者に物資融通の協力を依頼することを可能とする規定があるが、その活用が図られているとは言い難いことから、当該規定の活用に向けた取組を進めるべき。

国以外の者に物資融通を依頼するに当たっての課題に対しては、より高いレベルでの検討・決定によることも視野に取組の検討を行うべき。

給水容器など仕様に差異が少ないと考えられる物資については、早期調達に資する観点からも、他の機関との仕様の統一化が図られるよう検討を行うべき。

(2) 国連人道支援物資備蓄庫(以下「UNHRD」という。)相互融通制度は迅速な物資協力を実現するための手段となり得ることから、当該制度の利用について検討すべき。

反映の内容等

1. 救援物資の早期調達

(1) 市場流通品の中で、給水容器のみ国際基準に合致するものの存在が確認できた。日本のプレゼンスを示すために不可欠な日章旗を貼付するための追加加工が必要であるが、数量等に応じて完全受注品の調達と比較し速やかに行える場合は、市場流通品を活用することとした。また、物資の調達日数を要する一因である公的検査機関における毎度の物性検査について、過去の検査報告書も有効にすることで、調達期間の縮減を図ることとした。

(2) 救援物資の調達は、公共調達における原則どおり、一般競争入札にて実施しているところである。緊急随契については、国際機関の要請に基づく物資譲渡後の備蓄数及び調達中の物資の納品予定など予算の執行状況を踏まえつつ対応することとした。また、仕様書の検討・作成の着手を早めるなどにより、予算成立後速やかに契約を締結できるよう、早期調達を図ることとした。

2. 救援物資の相互融通

(1) 国は平素から物資の調達・備蓄を実施しており、PKO法第31条は、国のみでは対応できない事態が生じた場合に国以外の者の協力を得るためのものである。そのため、依頼の予測が難しく、協力を行う者にとっても事前の準備は難しいと考えられるが、必要に応じて国際援助を行っている機関等と仕様についての情報も含め共有を図ることとした。

(2) UNHRD相互融通制度は、各ドナー団体が保管する物資を有償で融通し合うものである。関係機関に確認する限り、①日本のプレゼンスを示す日章旗の貼付は推奨されない、②実際に案件が生じた場合に調整に時間と手間を要し実効性に乏しい等との見解もあり、当面の利用は難しいと考えられるが、今後も利用の必要性が生じた場合は、その活用を検討することとした。